

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

困難な時だからこそ学校現業職の正規採用を！
民間委託を推進するトップランナー方式の撤回を求めるとともに、
学校現業職員の法的位置づけを求める請願署名

学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を日々点検し、教育環境の整備をおこなっています。また、心と体の健康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作業、障害のある子どもを支える介助などの業務にたずさわっています。さらに、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら、教育活動をささえる業務にとりこんでいます。

2011年3月11日、東日本大震災が発生した時、被災地の学校では児童・生徒の安否確認はもとより地域の避難住民のお世話などに、教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が一丸となって全力を尽しました。学校は、まさに「子どもや地域住民の安全・安心のよりどころ」です。

ところが、学校現業職員の法的身分は、高校・特別支援学校は学校教育法において「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、教職員定数を定めている義務・高校標準法にも位置づけられていません。そのため、正規から非正規への置き換えや民間委託化が進行しており、学校現業の仕事を不安定にし、安全・安心で快適な教育環境をつくることを困難にしています。

そして、2016年度から導入された地方交付税算定にかかわるトップランナー方式の対象業務に学校現業職員の業務である学校用務員事務や学校給食の調理業務が含まれています。学校用務員事務については経費水準の段階的な引き下げとともに経費区分を従来の人事費から委託料等に振り替える見直しもおこなわれ、民間委託化へいっそう強く誘導する政策がとられています。また、2020年度から会計年度任用職員制度がはじまり、課題はありますが非正規職員の待遇が改善されました。しかし、この制度により学校現業職員の非正規化がいっそう加速する恐れもあります。

学校現業職員の果たしている役割を鑑みれば民間委託や非常勤職員ではなく正規職員を配置することが望ましいのは明らかです。私たちは、安全・安心な教育環境を整え、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために、学校に正規の学校現業職員を必ず配置できるよう法制化することを求めます。

記

1. 学校現業職員を学校教育法、義務・高校標準法等に明記し、正規職員として配置できるよう法制化すること。
2. 当面、学校現業職を担う会計年度任用職員については、正規職員との待遇の均衡をはかるよう地方自治体に指針を示すこと。
3. 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式を撤回すること

氏名	住所
	都・道 府・県

氏名・住所の記入に「〃」「同上」は用いないでください。この署名は、目的以外には使用しません。

取り扱い団体 全日本教職員組合

子どもと学校の安全・安心のために 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回を求めます!

子どもと学校の安全・安心を守る学校現業職員

私たち学校現業職員は、学校の施設・設備を日々点検し、修繕や整備をおこなっています。学校のすみすみまで目を配り、毎日おこる様々なできごとに対応し、子どもたちの安全・安心を守る学校づくりのためにがんばっています。小・中学校、定時制高校や特別支援学校の給食室では、調理員が子どもたちの成長を心から願いつつ、安全でおいしい給食づくりをしています。



トップランナー方式 ここが問題!

2003年度まで

地方交付税算定



普通料
600人
規模の高校

現業職員の
定員は
4名

2004年度から

2016年度から

トップランナー方式

導入で
たいじょうぶ?

入件費

委託料

2004年度から

定員2名

臨時職員と警備料

学校の
安全・安心を
守って

*学校現業職員を
法的に位置づけて*

学校現業職員の仕事は、子どもたちの学習と発達の権利を教育条件整備の面から保障することにあり、学校運営上からも必要不可欠な職種です。

学校教育法や教職員定数法に明記されていないために、必ず配置されているわけではありません。私たちは学校現業職員を学校教育法上に位置づけることを求めています。

◆地方交付税は

国民が全国どこに住んでいても同じ行政サービスがうけられるように、地方自治体の財源を保障するものです。その額は、公務公共サービスの水準を維持するのに必要な経費で算定されています。

◆ところがトップランナー方式は

地方交付税の額を算定する際、一部の業務を民間委託などでコストをおさえた自治体の経費を標準として、経費水準を引き下げるというものです。地方交付税のあり方を大きくゆがめるものといえます。

◆学校現業職員がトップランナーの対象に

このトップランナー方式の対象に、学校用務員事務・学校給食調理業務が入っているのです。総務省は「学校用務員事務は民間委託を実施している自治体は30%台だが、非正規職員を含めれば90%台になるのでトップランナー方式の対象にした」と説明しています。非正規職員や民間委託による低賃金の職員を、行政自ら拡大することは大きな問題です。

◆民間委託の問題

学校給食の民間委託では、受託業者があまりの条件の低さに撤退し、給食の提供がストップする事態がおこりました。また、たとえば、「教室の蛍光灯をかえてほしい」と受託業者の社員に直接仕事を依頼すると、偽装請負になってしまいます。子どもたちの安心・安全を守るためにも、学校現場には民間委託でなく、正規の職員の配置が必要です。

「学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回を求るとともに、
学校現業職員の法的位置づけを求める請願署名」にご協力ください

全日本教職員組合現業職員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館 3階

Tel 03-5211-0123 Fax 03-5211-0124

E-mail gengyobu @educas.jp



文部科学大臣 様

学校現業職員の法的位置づけを求める団体署名

学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を日々点検し、修繕や整備など、教育環境の整備をおこなっています。また、心と体の健康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作業、障害のある子どもたちを支える介助などの業務にたずさわっています。さらに、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら、教育活動をささえる業務にとりこんでいます。

2011年3月11日、東日本大震災が発生した時、被災地の学校では児童・生徒の安否確認はもとより地域の避難住民のお世話などに、教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が一丸となって全力を尽くしました。学校は、まさに「子どもや地域住民の安全・安心のよりどころ」です。

ところが、学校現業職員の法的身分は、高校・特別支援学校は学校教育法第60条、小・中学校は第37条において「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、「学校現業職員を置く」とは明記されず、義務・高校標準法にも定められていません。そのこともあって財政難を理由にした現業職員の採用停止・退職不補充がすすみ、総務省の指導によるトップランナー方式にもとづいた業務の民間委託化の対象になっています。また、2020年度から会計年度任用職員制度がはじまり、課題はありますが非正規職員の待遇が改善されました。しかし、この制度により学校現業職員の非正規化がいっそう加速する恐れもあります。

これらの事態は、学校教育活動と不離一体ですすめられるべき学校現業の仕事を不安定にし、安全・安心で快適な教育環境をつくることを困難にしています。こうした状況を改善し、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために、学校に正規の学校現業職員を必ず配置するよう法制化することをはじめ、以下の事項を実現することを求めます。

【要　求　事　項】

1. 学校現業職は必要な職であるとの認識のもとに、学校現業職員を学校教育法、義務・高校標準法等に明記し、法制化すること。
2. 子どもと学校の安全・安心のために学校現業職員について以下のように各自治体にはたらきかけること。
 - ①業務の民間委託化を撤回すること。
 - ②任用替えの押しつけをおこなわないこと。
 - ③退職不補充方針を見直し、正規職員の新規採用をおこなうこと。
3. 総務省に以下についてはたらきかけること。
 - ①トップランナー方式を撤回すること。
 - ②公務員賃金の切り下げおよび現業職員賃金の独自切り下げをやめること。
4. 各自治体が学校現業職員の正規採用ができるよう、地方交付税交付金を増やすことを関係省庁に要請すること。
5. 会計年度任用職員や臨時の任用職員など、非正規雇用の現業職員の雇用を保障し、身分・待遇を改善すること。

団体の名称_____

住 所 _____

代表者氏名_____